

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10 (ラップ専用)

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書にはファンドの約款の全文が記載されております。販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型(絶対収益追求型)	その他資産 ^(注)	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)	絶対収益追求型

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券およびデリバティブ)資産配分変更型))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<https://www.toushin.or.jp/>]をご参照ください。

●この目論見書により行う「GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10(ラップ専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月15日に関東財務局長に提出しており、2021年9月16日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。

●ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 株式会社GCIアセット・マネジメント

[ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第436号
設立年月日：2000年4月13日
資本金：1億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,378億61百万円 (2021年6月末現在)

照会先

電話番号 03(6665)6952 (営業日の9:00~17:00)
ホームページ <https://www.gci.jp>

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

- 1 「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)」を通じて、GCIアセット・マネジメントのオルタナティブ戦略(指定投資信託証券)に投資することにより、絶対収益の追求を目指します。

オルタナティブ戦略とは

オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

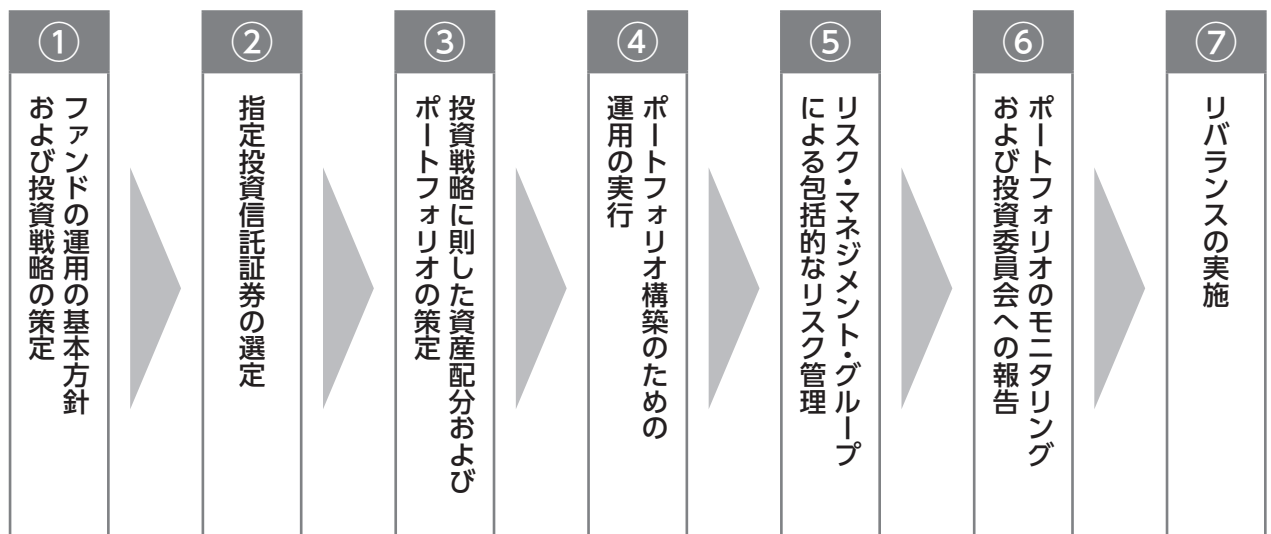
絶対収益追求とは

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求を目指すことをいいます。必ず、収益を得られることを意味するものではありません。

- 2 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

※別に定める投資信託証券の詳細につきましては、後掲の「追加的記載事項」をご覧ください。

<運用プロセス>



※上記プロセスは2021年6月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

3 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

4 原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の配分方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

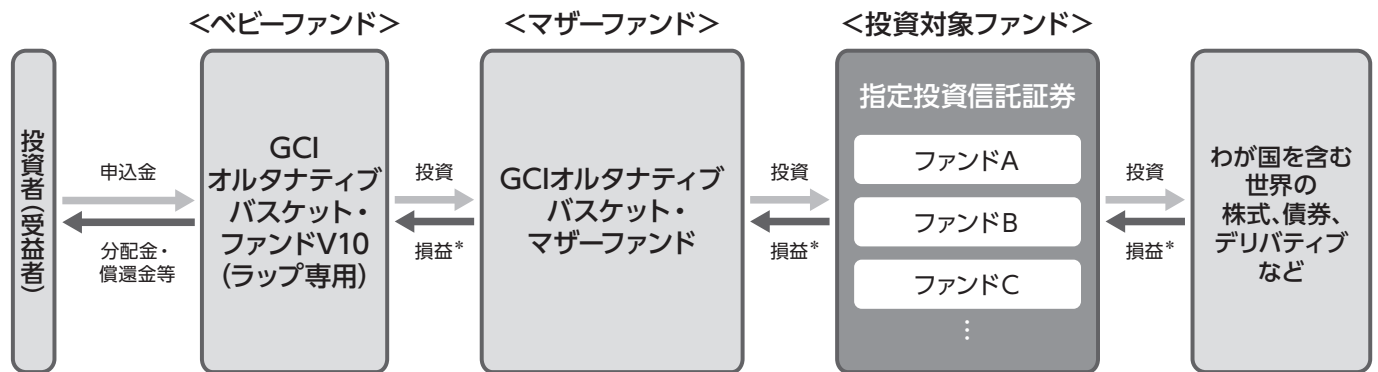


決 算

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。マザーファンドでは、指定投資信託証券として後掲の各投資信託を主要投資対象とします。



* 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

<主な投資制限>

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(2021年6月末現在)

※GCIディバーシファイダルファファンド クラスMは2021年9月16日現在です。

※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。

※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合があります。

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCIシステムティック・マクロファンド Vol10 クラスM
ファンド形態	外国籍投資信託(円建て)
主な投資対象	世界各国の株価指数先物・債券先物・金利先物・通貨先物、為替
運用の基本方針等	独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
運用報酬等	ありません。
委託会社(運用会社)の名称	GCI Asset Management, HK Limited

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCI株式ロング&ショートトレーディングファンド クラスF (適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCI株式ロング&ショートトレーディングマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、独自に開発した短期アルゴリズム取引を組み合わせた短期トレーディングによるロング・ショート運用を行い、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.0385% (税抜0.035%)
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCIディバーシファイダルファファンド クラスM
ファンド形態	外国籍投資信託(円建て)
主な投資対象	世界各国の株価指数先物・債券先物・金利先物・通貨先物、為替等
運用の基本方針等	機械学習等の金融技術を駆使し、モデルベースのシステムティックな複数のアプローチを組み合わせた戦略で、流動性の高い上場先物等への投資を通じて、投資対象や地域のみならず、複数のモデルの運用に分散投資を行うことにより、絶対収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
運用報酬等	ありません。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

資産クラス	国内債券
投資対象ファンドの名称	GCI マネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCIマネープールマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。なお、コール・ローン等で運用する場合があります。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.0231% (税抜0.021%)
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

追加的記載事項

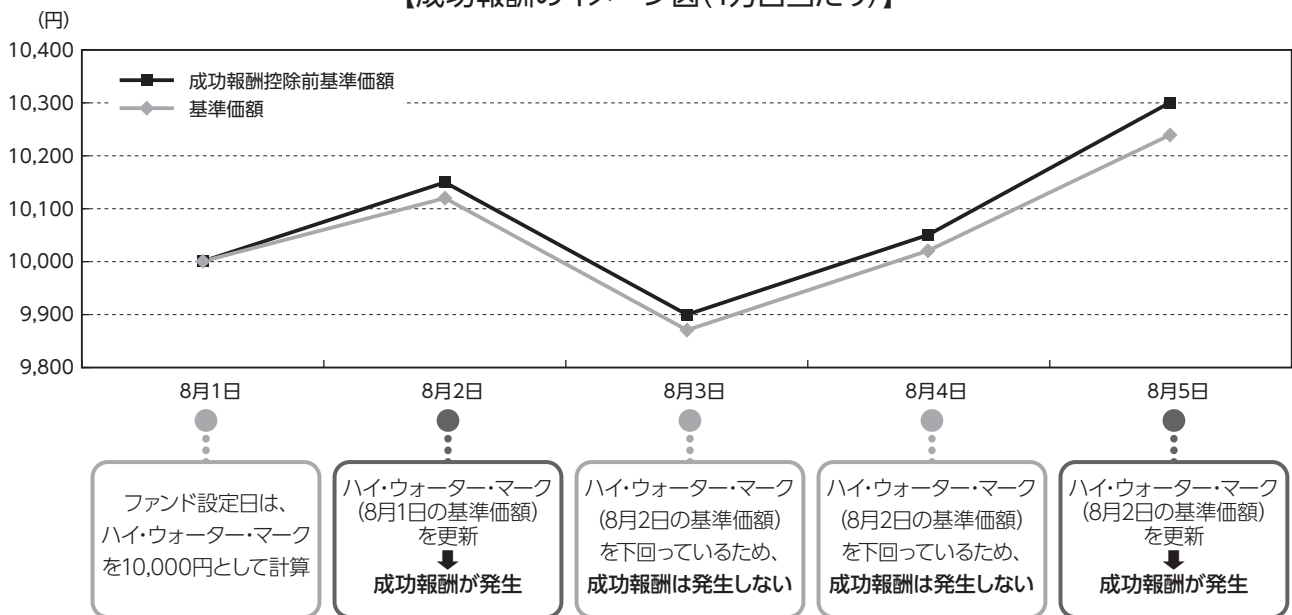
【補足】成功報酬に関するご説明

当ファンドでは、成功報酬をご負担いただきます。成功報酬計算方法のポイントは、以下のとおりです。

- 成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク方式で発生します。
- 成功報酬は、日々計算し、日々確定します。なお、算出式は以下のとおりです。
 - (1) 当日の基準価額から基本報酬額を控除します。(基本報酬控除後の基準価額を、ここでは「参照基準価額」といいます。)
 - (2) ハイ・ウォーター・マーク※よりもその参照基準価額の方が上回った場合、その上回った分に対し、22% (税抜20%) 相当を成功報酬として控除されます。

※ハイ・ウォーター・マーク(「HWM」と表す場合があります)とは、当ファンドの「基準価額の過去最高値」を表します。
- このため、当日の成功報酬を算出する際のハイ・ウォーター・マークは、前日までの基準価額の最高値となります。
- 成功報酬は日々確定するため、計算期間内に基準価額が下落した場合でも、確定した成功報酬をファンドに払い戻すことはありません。

【成功報酬のイメージ図(1万口当たり)】



なお、当ファンドでは、基準価額の変動および資金の流出入によって、当ファンドの投資家間の負担の程度が異なるケースがあります。例えば、上記イメージ図において、8月1日に投資を開始した投資家Aは、8月2日の上昇時に成功報酬がかかるため、8月4日時点までの累積で成功報酬を差し引かれていくことになります。

一方、8月3日に投資を開始した投資家Bは、8月4日の上昇時には成功報酬はかからず、8月4日時点までの累計で成功報酬を差し引かれていません。加えて、8月5日に関しては、投資家A・投資家BともにHWM (8月2日時点の基準価額) に対する超過分に対して成功報酬が計算されます。結果として、累積で見ると投資家Aについては8月1日以降の上昇分全てに対して成功報酬がかかる一方、投資家Bについては投資開始時点のHWM (8月2日時点の基準価額) を超過した分のみ成功報酬がかかることになります。

上記は、当ファンドにおける成功報酬の仕組みを投資家の皆様にご理解いただくために作成したイメージ図であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券などの価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび投資対象ファンド(投資信託証券)において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。
信用リスク	有価証券等の発行体などが財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金などをあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
ヘッジファンドの運用手法に係るリスク	投資対象ファンド(投資信託証券)においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引などの買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額に影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンド(投資信託証券)の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンド(投資信託証券)の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

●ファミリーファンド方式に関する留意事項

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

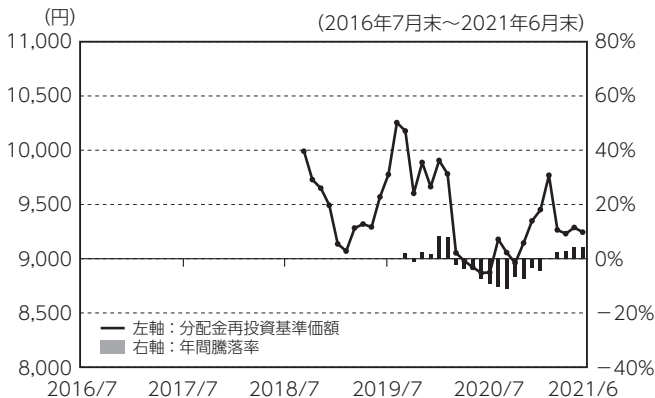
運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証・評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策が検討・決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る事務運営の適切性が検証され、リスク管理会議に報告される体制となっています。

そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理などを行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

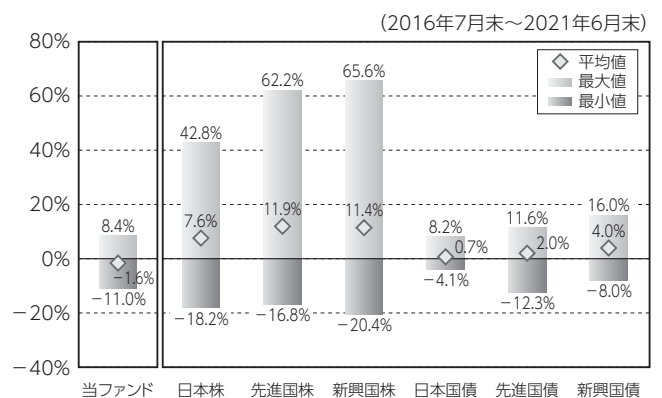
参考情報

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額を記載していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※当ファンドについては2019年9月～2021年6月の1年10ヵ月間、他の代表的な資産クラスについては2016年7月～2021年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

- 日本株: Morningstar 日本株式指数
- 先進国株: Morningstar 先進国株式指数 (除く日本)
- 新興国株: Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債: Morningstar 日本国債指数
- 先進国債: Morningstar グローバル国債指数 (除く日本)
- 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

- 日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株: Morningstar 先進国株式 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債: Morningstar グローバル国債 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。

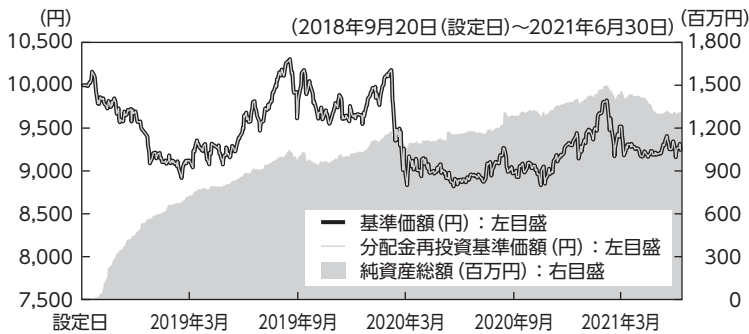
上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

設定日：2018年9月20日

作成基準日：2021年6月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

基準価額	9,244円	純資産総額	1,306百万円
------	--------	-------	----------

分配の推移

決算期	分配金(円)
2019年6月	0
2020年6月	0
2021年6月	0
—	—
—	—
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

構成資産	組入比率
GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド	99.2%
現金・その他	0.8%
合計	100.0%

※組入比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

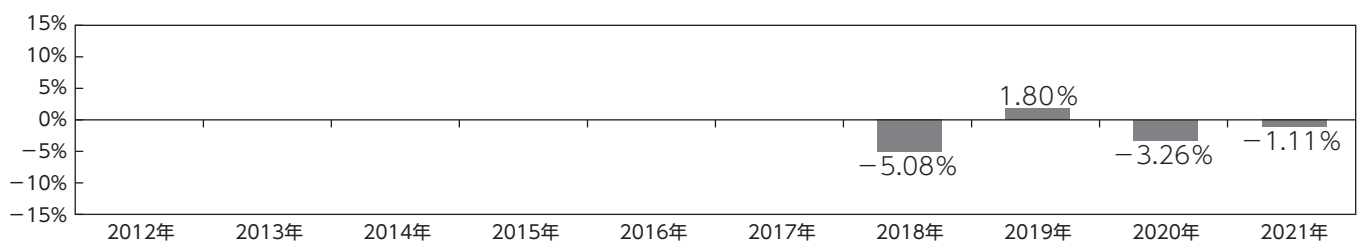
<参考>

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドの投資状況

構成資産	組入比率
GCIシステムティック・マクロファンド Vol 10 クラスM	88.3%
GCI株式ロング&ショートトレーディングファンドクラスF (適格機関投資家専用)	9.6%
現金・その他	2.1%
合計	100.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2018年は設定日から年末までの収益率です。また、2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2021年9月16日から2022年3月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	シンガポールの銀行休業日の前営業日 ※詳しい申込受付不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:2018年9月20日)
繰上償還	次のいずれかの場合などには、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> • ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき • 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 URL : https://www.gci.jp
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA) および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	購入申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、(1)基本報酬に(2)成功報酬を加算して得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> <p>(1)基本報酬 日々のファンドの純資産総額に基本報酬率を乗じて得た額とします。 ●当ファンドの基本報酬率:純資産総額に対し年率1.364%(税抜 1.24%) <基本報酬率の配分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.32% (税抜 1.20%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.011% (税抜 0.01%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.033% (税抜 0.03%)</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>●投資対象ファンド(投資信託証券)における運用報酬等: 年率0.00385%程度(税抜 0.0035%程度)^(注)</p> <p>●実質的な負担:年率1.36785%程度(税抜 1.2435%程度)^(注)</p> <p>(注)上記の値はあくまで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。</p> <p>(2)成功報酬 委託会社は、基本報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬を受領します。 基本報酬控除後の基準価額が、その時点におけるハイ・ウォーター・マーク(基準価額の過去最高値)を上回った場合、その上回った部分に対し22%(税抜 20%)相当の成功報酬がかかります。</p>	支払先	配分	役務の内容	委託会社	年率1.32% (税抜 1.20%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価	販売会社	年率0.011% (税抜 0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価	受託会社	年率0.033% (税抜 0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価
	支払先	配分	役務の内容										
	委託会社	年率1.32% (税抜 1.20%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価										
	販売会社	年率0.011% (税抜 0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価										
受託会社	年率0.033% (税抜 0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価											
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人に支払われるファンドの監査費用 有価証券等の売買時に発生する売買委託手数料 外貨建資産の保管等に要する費用 ファンドに関する租税 その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p>												

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は下記の表に記載の時期に適用されます。

下記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年6月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。